

### 8月1日から7日は水の週間

# 身近にできる節水について考えよう

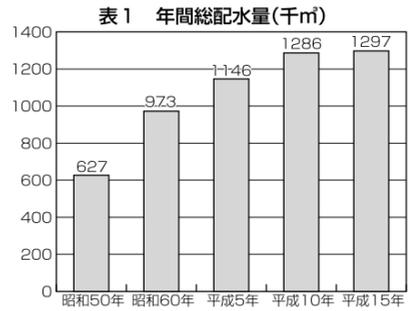
水は、私たちが豊かな生活を送る上で欠かすことのできないものです。朝起きてから、夜寝るまで、飲み水はもちろん、食事の支度、お風呂、掃除、水洗トイレなどで水道の水を使わない日はありません。8月1日から7日は水の週間。「水は限られた貴重な資源」ということをもう一度理解し節水に心がけましょう。



水は大切に

## 平成15年度は1,297千mを配水

町の水道事業は、昭和34年の鏡石村時代に初めて久来石地区に給水を行ったのが始まりですが、その後、人口の増加や生活水準の向上などによって配水量はどんどん増加していきました(表1参照)。



平成15年度には、給水契約戸数約3,900戸、人口約1万2,000人に1,297千mを配水しています。

一日も欠かさず、家庭などに水を供給し続けている町の水道水源は全てを地下水(深井戸)に依存しているため、水の効率的な利用を図ることや、水源を保全することが大きな課題となっています。

## 水はムダなく大切に

蛇口をひねると、当たり前のように流れでる水。私たちの

の使い方次第で、大きな節水ができます。各家庭で次のことを工夫してみましょう。

- 家事をするとき  
水をためて野菜や食器を洗うと流したままの約3分の1の水量で済みます。
- 歯みがきをするとき  
コップを使って歯みがきをするのと流したままの約50分の1の水量で済みます。
- 洗濯をするとき  
バケツにくんで洗濯をするのと流したままの約6分の1の水量で済みます。

## 油はふきとってから流す

家庭から出る生活排水により自然が汚されています。油汚れのひどいものはあらかじめ紙で拭き取り、できる限りきれいに水を自然に戻すように心がけましょう。

◆問い合わせ先 町上下水道課 ☎62-2119

## 悪徳商法にご用心!

役所などの委託を装い浄水機等売りつける悪質な訪問販売や強引に給水管の清掃をして、高額な料金を請求する悪徳商法が相次いでいます。みなさん、くれぐれもお気をつけください。

# あなたを襲う食中毒

—食中毒予防の3原則—



食中毒の原因となる細菌(サルモネラ菌)

食中毒の多くは細菌が原因で発生します。とくに夏場は気温や湿度が高くなり細菌が繁殖するために良い条件が揃っています。食中毒は、飲食店ばかりでなく、家庭の食事でも発生する危険性がありますので十分注意しましょう。

## 食中毒は

- 食中毒菌が食物の中で増えていても、食品がウイルスに汚染されていても味も臭いも変わりません。
- 食中毒菌が人から人に直接感染することはありませ

## 食中毒予防の3原則

- つけない  
食中毒を起こす微生物は、食材についていることがあり手や調理器具などを介して体内に入り食中毒の原因となることが非常に多いです。手や調理器具は丁寧に洗いましょう。

- ふやさない  
細菌は通常、冷蔵庫ぐらいの温度(4〜10度)になると増えにくくなるので、生の食品を扱うときには室内に放置せず、冷蔵庫に保存することが大切です。ただし、0157などのようにごく少量で発病する細菌やウイルスもあります。
- やっつける  
食中毒を起こす微生物の

ほとんどが熱に弱く、食品に付いても加熱すれば死滅します。0157は沸騰した湯で1分間加熱すれば死滅します。しかし加熱が不十分で発生する食中毒が多いので注意が必要です。また、食器やキッチン用品は洗浄した後、熱湯や塩素系漂白剤などで消毒しましょう。

# 9月5日(日)は福島県知事選挙

—選挙に行こう!—



選挙には必ず行きましょう

福島県知事選挙が、9月5日(日)に予定されています。

この選挙は明るく住みよい福島県を築くための代表者を選ぶ大切な選挙です。当日に投票できない方は、期日前投票制度がありますので、棄権しないで投票しましょう。

## 投票できる方

昭和59年9月6日までに生まれた方で、平成16年5月18日から引き続き住所のある方。

## 投票入場券は

投票入場券は、有権者全員に発送します。投票日が間近になっても、入場券が届かない方や紛失された方は、町選挙管理委員会(町役場総務課内)に連絡ください。

## 期日前投票のできる人

投票は、選挙当日にすることが原則ですが、次のような理由で当日投票できない場合は、期日前投票をすることが

できます。

- 投票日に営業する自営業者の方
  - 冠婚葬祭の予定のある方。
  - 病气や出産などの理由で投票できない方
  - 旅行の予定のある方 など
- ※投票の際には、不在者投票と同じく宣誓書が必要となります。

## 期日前投票はいつから

- 投票期間 8月20日(金)から9月4日(土)まで
- 投票時間 午前8時30分から午後8時まで
- 投票場所 町役場1階第2会議室

## 郵送による不在者投票について

障害者や戦傷病者で身体に重度の障害がある方は、郵便等による不在者投票をすることがあります。またその内、上肢または視覚の障害が重度である人は、本人に代わり別の人が投票用紙に記載する代理記載での投票もできます。

その場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けなければなりませんので、早めに申請手続きを行ってください。

◆問い合わせ先 町選挙管理委員会(町役場総務課内)  
☎62-2111